

VII 生産および販売

(19) 木 材

江戸時代は森林の積極的利用は考えず、保護政策をとりながら用材は需要に応じて伐採する程度に過ぎなかつた。幕末に至つて財政の窮迫を補充する意味で嘉永五・六年（一八五三—四）以後とくに伐採が多量に行われてゐる。嘉永以前においては明暦二年（一六五六）一六、〇〇〇本を江戸へ、天明八年より三カ年間（一七八八—九一）に川津口より約四万本を大阪へ、寛政八年より五カ年間（一七九六—一八〇〇）に狩野口より約七万五千本を江戸へ、文政元年より二カ年間（一八一八—二〇）に川津口より三、六一九本・狩野口より三、〇四一本計六、六六〇本（材積六、〇七二尺^ビ）を江戸へ輸送している（資三三三）。また文政三年（一八二〇）ケヤキ・ツガ・モミ・スギ・マツ九、三一〇本の外、間伐して敷木・小屋材・棧手など五、九〇五本を伐出しているが（資三三五）、これらは大口の例と見ることができる。（注 その他(15)御用材の項参照）

幕府後期に天城山麓に製炭が盛んに行われていたことは、次の(20)で述べることとする。いうまでもなく御制木の払下げは行わないが、慶応二年（一八六七）には御用材をとつた残材のスギ・マツ・モミを払下げた例がある（資三三八）。

つぎに棚場山は小堀中務知行所であつて、天領ではない。したがつて森林に対する政策は天領の保護政策と多少の差はあるが、大同小異で、幕府の後期以降領主の財政がゆきづまつた頃より積極的に利用され、文化五年（一八〇八）には製炭して三カ年間に三三〇俵を江戸に送り（一俵は山元では六貫五〇〇匁、江戸着正味六貫目）弘化二年（一八四四）にも立木を売払い、元治元年（一八六四）には立木も売つて金七〇〇両を請取つてゐる。そのときの売買契約書は資料三四四に掲載されているので省略するが、特に目につく点は、伐採にあたり境界の防火線より五間幅内側を伐ることとしたことで、その他木材搬出に支障なきよう道路・橋などの手入を地元民にかつた。

申付けていることなどは天領の場合と同様である（資三四四）。

なお小堀中務知行所は、小さい私領にもかかわらず、民生に留意し、弘化元年（一八四四）飢饉のときは立木を払下げて救助するなどの措置をとつてゐる（資三四一）。

運材——伐木・運材・海上輸送などは、幕府が直営することなく、江戸または大阪の商人に事業を請け負わせてゐる（資三三三）、土場よりの運搬は河津川・狩野川・大見川を利用して管流するのが普通である。仁科川は所々に小さな滝があり、かつ水量が少ないので洪水を待つて流すため流失の危険があつて、十分利用されていなかつた。

(20) 木 炭

(1) 御用炭と年期製炭請負

製炭の起因——伊豆炭の起因は詳にしないが、吉奈村の点検書（現在見当らない）によると、「字棚場山官林の儀は、寛文九年（一六六九）のころ、村民城所久右エ門外四名の者、広漠たる原野を新炭林に供せんと欲し、樹木を栽培し云々」とあるから（田方郡誌による）、相當に古いと思われる。しかし天城御用炭として実際に大量に製炭をはじめたのは、河津口・仁科口においては宝暦年間（一七五〇年代）、狩野口においては明和年間（一七六〇年代）であつて、製炭技術は明和年間紀州尾鷲より製炭夫市兵衛を招き、習得したと伝えられる。

市兵衛は天明七年（一七八七）死去し、墓は湯ヶ島本谷入字杉本附近にある。

これは御用炭の開始と合わせ考えた場合妥当であろう。それで天城炭の製法は熊野炭の製法に類似し、古来よりもつばら石竈法を用いたといふ。このように当時としては、かなり優れた製炭法が天城山に行われたと思われる。

御用年期製炭——御用炭を焼いたのは川津口・仁科口が最初で、記録によると宝暦九年（一七五九）より明和六年（一七六八）まで一〇カ年、その後三年間休み、安永二年（一七七二）より一〇カ年行われ、その後八年間資料はないが、総括すると宝暦年間から文化九年（一八一二）より一〇カ年行われ、その後八年間（資三四八・三四九）。狩野口・仁科口は記録では寛政四年（一七九二）より五年間年期製炭が行われている（一八一三）まで二〇年以上製炭しているが、総括すると明和年間（一七六四一七一）から文化九年（一八一二）まで三〇年以上も製炭してきていると報じている（資三四八・三四九）。その後資料に現われた年期製炭は、文化一一年（一八一四）より五年間（一八五七）、文政七年（一八二四）より五年間、天保五年（一八三四）より五年間、安政四年（一八五七）より一〇年以上継続されて明治に至り、資料を欠く期間はあるが、当時の事情より製炭の行われたことは想像に難くない（資三六八一三七〇・三七二一三七五）。これを要するに年期製炭は少なくとも宝暦九年（一七五九）から明治（一八六八）まで約一〇〇年間、たとえ中止した年はあつたとしても、ほぼ連続して行われたと見てさしつかえあるまい。

御用製炭は主として江戸・大阪の御用商人が事業を請負い、幕府に納めるのであつて、ときには御林附の村々が請負うこともあり、また、さらに下請負者に渡して製炭せしめる場合もあつた。山附の村々が請負う場合は、各村が木炭生産に責任を持つ関係上、各村の生産割付は均等割と高割とを併用している。例えば元治元年（一八六四）大見口の御林附村八カ村で年期製炭を請負つた場合は、一カ年製炭量一五、〇〇〇俵のうち三分の一にあたる五、〇〇〇俵は八カ村均等に六二五俵づつ負担し、残り一〇、〇〇〇俵は各村の高（年貢米）に応じて割りあてている。

すなわち八カ村の総高一、〇五八石であるから、高一〇〇石につき九四五俵余の割となる。例えば原保村は高二五四石であるから高割二、四〇〇俵・均等割六二五俵計三、〇二五俵が年間生産請負量となる。また木炭生産

が不足した場合は木炭一〇〇俵につき銀二四匁の割で弁納もできた（資三七四・四二五）。

(b) 製炭資材と生産量

製炭年期請負契約は、御林を普通、川津口・大見口・狩野口・仁科口を二区に分け、それぞれ請負わせている。年間生産量は資料より推定すると、年期製炭の中期には、三・四万俵くらいであつたが、後期には一〇万俵まで増加しておる。いま資料より数量の明かな年期製炭の時期と数量等を抽出すると次表のようである。

主な年期製炭と時代		年間 製炭量	摘要	要
年	代			
（享保三年（一七一八））		（年間 三〇、〇〇〇俵）	一色村請負（年期製炭前）	
享和二年（一八〇二）	一一月より	年間 二四、九七七	仁科口・狩野口・一色村請負	
一カ年		五年間 一六〇、二〇三	久左エ門請負	
享和二年より文化三年まで五年間		五年間 八八、六〇四	一色村請負	
（一八〇二一五）		小計 二四八、八〇七		
（年間 四九、七四一）				
年間 上炭				
四〇、〇〇〇				
狩野口・仁科口方面御林附村々請負				
（一八二四一八）				
（一八一三一七）				
文政七年より五年間				
（一八二四一八）				
文化一〇年より五カ年間				
（一八一三一七）				
文政七年より五年間				
（一八二四一八）				

天保一〇年より一カ年

(一八三九一四〇)

天保一三年(一八四二)

年間 九三、一九四

万兵衛・嘉右エ門請負

年間 一〇〇、〇〇〇

二組に分れ、河津口・大見口・狩野口・仁科口全部合計

安政四年より五カ年間

(一八五七一六一)

年間一〇〇、〇〇〇

松兵衛・新治郎請負

安政五年(一八五八)

年間 一六、七九三

喜兵衛・平四郎請負

資料三六〇・三五九・三六二・三六七

三八七

林相—江戸幕府の初期は利用せられること少なく蓄積も豊富であつたと想像されるが、享保三年(一七一八)三万俵の製炭を行つた事績もあり、中期以後製炭がくりかえされるに従い、里山の蓄積は減少し、享和二年(一八〇二)すでに峠を越して伐採するよう請負区域の調停を行つてゐる(資三六一)。文化九年(一八一二)ころの資料によると、大見口・川津口は四〇年間も伐採されて里山は蓄積を減じ、文化九年(一八一二)年期契約更新にあたり葦山代官より勘定奉行所へ申し出た利用計画によると、すでに利用地域の二割は林相疎悪となり萱生地・スス竹地を生じたので、今後一〇年間伐採を中止し、残り八割の林地で年期製炭を継続するよう改め、また雑木の伐採を四寸一尺五寸廻りに制限してあつたのを、資材の不足を補い生産を上げるために、大木の多い狩野口・大見口では四寸一尺五寸廻りに改めた(資三六四)。その後二〇数年後の天保九年(一八三八)の林

相は(6)ロ地況林況の項に詳記した。

資材——製炭資材には次のものが用いられた。

(一) 九樹種の御制木(三尺廻り以上)は除外するはもちろん、その苗木・幼樹・壮令木も大切に保存して伐採は許さない。

(二) ナラ・クヌギ・サクラ・ブナ・ツバキ・カエデ・サルスベリなどの雑木は文化九年(一八一二)までは周囲四寸一尺五寸廻りまでのものを利用していたが、資材が不足したので、生産量をあげるために、最大を二尺五寸廻りまで許可することにした。また文化一〇年(一八一三)までは狩野口の奥部(峠越しの区域)のごとく太い林木の多いところは二尺五寸廻り以上のもので他の木を圧迫するものの枝は、伐り払うことにしていたが、その後はこれを禁じ、シラカシ・アラカシの伐採をも禁止している(資三五九・三五一・三四九)。文化一五年(一八一八)には帰原(キワタ)は劣等樹種なので、周囲二尺五寸以上のものの枝は半分伐採を許した(資三六九)。文政七年(一八二四)には一般に雑木二尺五寸廻り以上の大木の枝打を許可している(資三六〇)。

一、御制木・雑木の別なく、節木・曲り木などで御用材とならぬものは、太さに關係なく炭材としたが、その選定は、代官所役人・御林守が行い、極印を打つて明瞭に区分した(資三四九・三五一)。ただし、時期によつては禁止している。

一、炭材の伐採は、四月より六月までは根株の萌芽の発生に害があるので行わざいことにしていた(資三五一・三四九・三五九)。

注 その他(9)ロ御制木と伐採制限の項参照

(イ) 木炭の売価・運上金(税金) 附御風呂用炭

本炭年期製炭の運上は、江戸着倉庫納めの木炭の数量によりて課せられ、享和二年(一八〇二)は木炭一万俵

につき金三八両（資三六一）、文政七年（一八二四）には、木炭一万俵につき、上炭は金四八両、粉炭は金八両の割で一一月上納と定められ（資三六〇）、御用炭は金一両につき一八俵六分替で、残余は一般に売却し、その値段は金一両につき二一俵替であつた（資三〇〇）。

安政四年（一八五七）より五年間の請負では、一カ年の生産量は一〇万俵で、その代金五千両、その運上金三百両であつた。ただし、幕府に納めるものは金一両につき一八俵六分替とし、残りの一般売却木炭は金一両につき二〇俵替とした。その運上金は一万俵につき金四八両であるが、内一八両は特別に免除されて実際は金三〇両で、毎年一一月に納入した。粉炭は上炭の一割五分生産される計算で総量一万五千俵を見込み、その運上金は一万俵につき金八両の割なので、一二両であつた。また粉炭の一般売却価格は、金一両につき二七俵替の割であつた（資三六七）。また海上難船のための損失は、請負者の負担であるが、運上は証明のある船積俵数の半数に対し納入すればよい規定であつた（資三六〇・三六七）。以上のように木炭請負業者は、幕府に納入した残余は一般に売却を許されたが、仲買人に売却せず消費者に直接に売ることが規定されていた（資三六七）。

次に御風呂屋口御用炭（風呂用木炭）は製炭請負者が毎月納める習慣で、例えば文化一〇年（一八一三）は請負人二名で、話し合つて各人が隔月に納め、価格は金一両につき一八俵六分替の割とし、その他隨時入用の木炭も一切請負者が引きうけていた。なお文政七年（一八二四）も先例と全く同様で一八俵六分替えであつた（資三六〇・三五九）。

(二) 冥加植栽

年期製炭請負には炭材伐採跡地に冥加として苗木を植栽せしめることが定めてあつた。（詳細は(24)冥加植栽(2)参照）

(3) 製炭契約敷金

年期製炭請負人は、請負期間中は契約に対し、敷金を提出する規則で、文化一〇年（一八一三）、五年間製炭契約（毎年四万俵）で、久左衛門は金百両を、三郎平は田畠四町四反三畝一八歩を契約証拠として差しだし、文政七年（一八二四）には同様五年間製炭契約（毎年四万俵）で、証人豊三郎所持の家屋二カ所と金百四〇両の地所を出している（資三五九・三六〇）。

(4) その他の木炭事情

炭籠——天保年間（一八三〇—四三）の天城山地方の炭籠の大きさは、長さ一丈一尺・横九尺五寸・腰の高さ六尺一寸であつて、立て込むべき炭材は長さ平均五尺五寸・太さ四寸一ニ尺三寸廻りのものを用い合計三三三本で、その重量は一二八六・五貫ぐらいである。生産される木炭は一五九・五貫、一俵正味五・五貫のもの二九俵である。ただしそのうち上炭二三俵、粉炭六俵である。俵・繩・口底柴が一貫目あるので一俵六貫五〇〇匁となるも、江戸着正味五貫匁を確保するため五〇〇匁増して入れてある。以上は天保七年（一八三六）狩野方面の例であつて（資三七六）、天保九年（一八三八）大見口菅引村の例では立てこむべき炭材の目方九八三貫匁で、生産される木炭は一三七・五貫、二五俵である（資三七七）。

樹種——文化八年（一八一一）の調によると、当時炭材に使用していた樹種としてつきの二七種があげられている。

サルスペリ・ヤナギ・ヤマギリ・ダラギ・ヤマナラシ・登績・ブナ・ミズクサ・コスセ・シロウツギ・シキミ・サクラ・カエデ・ヤウトメ・アセイ・ビンカ・コシキテ・サワシバ・アラカシ・恵柴・シロナラ・ツバキ・タマグス・モミジ・ヤマシバ・シイ・シャクナギ（資三七八）。

木炭運搬——木炭の運搬は、その道筋の村々がそれを請負つて搬出し、その労働にあたるものは主として牛馬持の水呑百姓である。村では牛馬数により部落に搬出すべき俵数を割りあてる（資三九九・四〇五等）。

仁科口松崎村方面では毎月六・七・八日に竈元から製炭量を村に通知し、一〇日より村の百姓は海岸まで搬出していた（資三八九・三九〇）。当時は山道を搬出するので土肥村方面でも馬の積載量は二一三俵で、土肥村の竈場より海岸までの運賃は一俵錢三二文であつた（資三八八）。湯ヶ島方面は竈場より海岸まで遠く、平均六里半あつて道も悪いので一俵の運賃は銀一匁七歩であつた（資三八六）。製炭の盛んであつた文化・文政以後は、農民への課税は次第に苛酷となり、農事多忙にして農閑期を利用して木炭の運搬をなす程度では滞貨を生じ、つねに代官の手附・手代・木炭会所・製炭請負人などより厳重に督促され、滞貨のなくなるまでは一般の商品の輸送を禁ぜられていた（資三九一・三九三・三九八・三九四・三九六など）。厳重な督促の例をあげると、天保一四年（一八四〇）「急々津出し方拂取夜中牛馬持江戸敷可被申渡候」という廻状を村々に廻している（資三九六）。

炭会所——会所とは江戸時代には一般に人の集合する所（事務所）をいい、会所には番人（会所守）・書記・小使がいた。仲間の寄合場所であるばかりでなく事務をとり、時には商品の検査も行つた。会所の種類によつてはさまざまな権能・機関を持つていた。天城山の炭会所については十分の説明はないが、御用製炭事業の重要地點に置かれ、製炭関係者の中心となり製炭事務のほか、炭竈より海岸までの輸送計画を立て、村々との連絡をとり、一面手数料をとつて品質・重量の検査を行つていた。炭会所の経費は関係村々の負担であつた（資四〇八）。伊豆より海上を輸送し、江戸で請取るためには江戸会所を経なければならなかつた（資四一五）。

海上輸送——伊豆海岸各港より江戸までの海上輸送について述べると、文化四年（一八〇七）ごろは、炭会所で上炭・粉炭の俵数を調査して台帳（底帳）に記入し、船積のとき各船ごとに台帳と照合して請負人が押印して送状を作り、江戸着のとき検査して請取る。その頃は本月積出したものは来月五日までに届出ることにしていました（資四一〇・四一二）。

輸送船の大きさについては十分の資料はないが、難船した例について見るに、天保一五年難破して行方不明となつた玄助丸は、船頭一人・水主四名で、御用炭五五一俵のみ積んでいた。弘化二年（一八四五）難破したものは船頭一人・水主四人の船員で、御用炭五〇〇俵（内三八俵流失した）のほか、便乗者七人があり、また、木炭若干・切石・砥石などをも積込んでいた。ほぼこの程度の船が輸送に使われていたと見られる（資四一五・四一六）。そして炭一俵の運賃は慶應三年（一八六七）ごろ、ほぼ銀一匁（資三八六）で、江戸会所の口銭は銀七歩五厘であつた。また海上破船等の御用炭の損害は請負者の負担であるが、運上は証明ある流失俵数の半数に課せられた（資四一五）。

注 (15) 御用材(ニ)海上輸送の項参照

(ト) 新炭価格と諸掛

新炭価格——木炭・薪とも幕府に納入するものと一般に売却するものとは値段が相違し、一般売却のものは問屋に売らず直接庶民に安く売却したようである。江戸時代の新炭相場の例をかかげる。

天保一五年（一八四五）の江戸着川岸の幕府へ上納する薪炭の値段。（上納炭）、

上炭

金一両につき 一七俵（船積検査一俵五貫五〇〇匁一六貫匁）

中炭

二一俵（ ）

下炭

二五俵（ ）

上中下押込

二一俵（ ）

薪
カ
シ

金一両につき 一二〇杷（長一尺八寸・廻り二尺三寸位）

マツ五本材

一八〇杷（長二尺三寸位）

マツ板材

三〇〇杷（三角三寸・長一尺五寸位）（資四一八）

その後一〇年以上経過して安政四年（一八五七）になると、米価・駄賃・海上輸送費など高くなつたのを理由に、これまで上納炭金一両につき一八俵六分なりしを、一七俵に値上げ、市販炭金一両につき二〇俵なりしを一八俵にするよう願い出ている（資四一九）。

生産費諸掛——慶応三年（一八六七）ごろ、炭竈元より江戸にて納入するまでの御用炭の経費は、次のようにある。御用炭のため資材価は見積らない。（一俵当たり諸掛）

御用炭一俵の諸掛り（上炭一俵風袋とも五貫匁）

一銀 一步八厘 運上金割

二匁三歩 焼夫賃 但一両につき二六匁

一匁七歩 山下げ津出し駄賃銀一平均六里半搬出

五歩 山場駄賃

一步 津出し場・中繼共諸掛

七厘 山元納屋代

五歩 道・橋普請入用・元俵・直繩・俵代共

四歩 会所入用世話料

一匁 海上運賃銀

七歩五厘 江戸会所口銭

（資三八六）（湯ヶ島会所調）

次に前記とほぼ同様であるが慶応四年（明治元年）（一八六八）の一般用木炭一俵の諸掛りは左表のようである。

木炭一俵当たり諸経費（一俵五貫匁）	一銀一分八厘	運上
一匁八分	焼夫賃、ただし金一両につき三三俵替	
一匁四分	竈元より土肥浜まで六里の積出し駄賃	
五分	繩・俵山上げ駄賃	ただし一割五分切
七厘	竈元小屋掛	
七厘	土肥浜置料	
五分	道・橋修理費乱俵繩俵代	
四分	会所入用・山元世話料	
一匁七分五厘	江戸会所口銭	
一匁二分	浜にて入替えその他手数料	
一匁三分二厘	粉炭値下げ分一	
一匁一匁二分	江戸まで海上運賃	
一匁四分	請負人山見廻り、船積世話料	
計銀七匁七分九厘		

そして木炭の値段は金一両につき木炭八俵である（資四二一）。

注 これは炭焼夫総代から村役人に差し出した諸経費で、幕府へ納入する木炭でなく、一般販売用のものである。それにしても炭価に疑問がある。

木材・木炭以外の林産物として広く知られているものは、山葵・椎茸で古来より伊豆の特産物となつてゐる。山葵に関する資料は比較的多いが、椎茸に関してははなはだ少ない。木材・木炭はつねに幕府の厳格な支配下に置かれていたが、山葵・椎茸は直接に支配をうけず、したがつて御林守の巡視、幕府役人の調査・視察の対象となるらず、ただ山葵の場合は、御林内の土地を借用するので、植付場所を代官に報告し、役所ではこれを洩れなく台帳に記帳し（資四三二）、山葵冥加徵収のため使用し、特別な干渉は加えなかつた。木材・木炭を領主的林産物とするならば、山葵・椎茸は純農民的林産物といふことができる。山葵冥加・椎茸役等の租税が課せられる以外には規制を受けず、自由であつたことは山葵・椎茸の立地的条件・資材の豊富といいまつて隆盛に導いた素因である。

(1) 山葵

山葵栽培の沿革は、いい伝えによると延享年間（一七四四一七）板垣勘四郎（御林守で地方の有力者）が駿河国字嶺より山葵苗を持ちかえり、天城山中に植えたのが最初であるといふ。しかし一方では天城山中には野生の山葵はあつたが、利用することを知らなかつたに過ぎないといふ。資料によると文化三年（一八〇六）地蔵堂村・菅引村・原保村の村民九名が山葵を試植し、その成績より前記三村のほか筏場村・姫ノ湯村・戸倉野村・中原戸村・貴僧坊村が加わり八カ村で栽培を計画し、出願して翌四年許可をえて五カ年期で土地を借り、地蔵堂村入・筏場村入・菅引村入の地に各村の栽培地を設定したが（借地料四六四文）、その設定の割合は、面積の半分は高割すなわち村の年貢米（高）に分配し、半分は八カ村の均等割とした。実施にあたり地蔵堂村は山葵苗の入手困難、その他の事情で村民清右エ門等四名に植付を許し、五年満期のときも重ねて五年継続せしめた。ついで文化一三年（一八一六）次の五年期契約更新にあたり助成金もえられるので、村役人は村の經營・植栽に移さんとし

たが、清右エ門等四人は一〇年間經營しているので承知せず紛糾した。仲裁の結果字本川の植付は村で行い、山葵の収額一籠につき銀一両の村冥加を出し、その外は清右エ門等四人で植栽し經營することに落着した（資四三三・四三二）。これは例外的のもので山葵沢は元来山附八カ村の共有的性質をもつていたものである。その好例として、筏場村で新しく開いた山葵沢を嘉永元年（一八四八）原保村の又兵衛に金三〇両で売却したところ、他の七カ村より抗議が出て、筏場村は敗けて、嘉永元年より二三カ年間の期間契約で、期間中は又兵衛の所有物同様にまかせ、その代償（代金利息）として毎年金二両二分を筏場村より八カ村へ差出し、期間満了後は山葵沢を又兵衛より取りかえし、半分は筏場村、残り半分は八カ村の所有に引きもどすことで落着した（資四三四）。とはいものの実際には山葵沢の長期質入・売買が行われ、その例は沢山あつて農民の窮状が察せられる（資四三八）。

次表により生産量の推移を見て明かなごとく、文化八年（一八一一）より生産は急に上昇し、經營は当初より組織化され、各村に山葵仲間が結成されており、現在の山葵業組合のような活動をし、生産・運搬・販売等についても重要な役割をはたし、江戸商人との交渉も仲間として行なつてゐた。山葵は主として伊東・白田より江戸に送られ、當時江戸では珍重して非常に高価であつた。江戸における取引商人も一定し、関係密接となり、御林守・村名主などが江戸滞在中は種々と便宜をうけていることが散見される。かように山葵の高価であつたことと、背景をなす販売組織のため生産が伸びていつたといえる。

その後の発展をみると、山葵沢の場所が当時と現在とほとんど違つていないことと、棚場山の山葵栽培は徳川末期より明治初期にはじまり発生地大見口とは時期的にははなはだ遅れていることが感ぜられる。そして生産高は当时も現在も同様に狩野口・大見口が圧倒的に多く河津口は少なく、仁科口はわずかに試植した資料があるに過ぎない（資四三七）。

注 明治時代(39)(1)山葵参照

(口) 椿草	文化年間（一八〇四—一七）山葵生産量				（単位籠） （資四三一）
	文化四年	五年	六年	八年	
村	一八	七	五	一〇年	
原	一八	七	五	八二	
地	一八	七	五	三二	
原	一八	七	五	一一二	
倉	一八	七	五	二四	
ノ	一八	七	五	一四	
原	一八	七	五	一七	
倉	一八	七	五	一六	
野	一八	七	五	一五	
湯	一八	七	五	一四	
坊	一八	七	五	一三二	
計	一八	七	五	一一二	
（八村 計二七）					

椿草の生産は徳川時代から行われていたが、組織化されたのは明治初期に入つてからである。椿草栽培の起因は正確でないが、御林守板垣勘四郎（元文二年（一七三七）御林守に任命さる）は父とともに、以前より天城山内若尾附近で椿草栽培業に従事しており、延享元年（一七四四）三島代官所齊藤喜六郎の命により、椿草栽培の師として駿河国安倍郡に派遣されている。（注 その帰途山葵苗を持ち帰つて天城山中に試植したのである）このことから見ると、その頃は相当に発達していたのであろう。寛政年間（一七八九—一八〇〇）贈物として椿草を天城より京都に送つたことが蜷川親元の日記に見えている（温古誌による）。その他椿草についての伝説の一は、

元禄年間（一六八八—一七〇三）湯ヶ島の人某が、天城山中で風損木に椿草の生えているのを発見し、これを取り、後日のため目印に鉈で傷をつけておいた。ところがその後、鉈傷から沢山の椿草が発生しているのを見て榤木に鉈傷をつけることを始めたといふ。また伝説によると湯ヶ島の小字西平に温泉があつて、その湯の周辺に榤木を置き、これを湯作り、または湯木の子といつた。これが榤木を水にひたす始まりであるといわれている。また慶応年間（一八六五—一七）雨が少なく、生えた椿草は榤木についたまま成長せず乾燥して固まつた。これを江戸に送つたところ好評をえたので、以後日光に晒して木干（キボシ）と称して売ることが始まつたといわれている。

注 明治時代(38)(口)椿草の項参照

(イ) 紙

紙は所々に産するが知られているのは修善寺紙である。平家物語一・五節にウスヤウ修善寺紙云々とあり、赭褐色のものを色好紙といふ。また五色箋・蠶雲紙などあつて慶長年間（一五六六—一六一四）徳川將軍に献じている。立野紙は田方郡立野村で作られ、狩野半

-117-

(ロ) その他、雜

江戸時代の村は純農村で手工業的のものは少ないが、寛政九年（一七九八）狩野方面で作られ、少量ではあるが土肥村より他へ送り出されたものは薪・炭・鐵柄・桜板・車輪の五種で、いすれも出物分一（税）が課せられていた（資四四四）。また享和二年（一八〇二）仁科口方面より船で浜出しされていたものは戸藤・薪・小道具・甘茶・まつ香・鍛冶炭・農道具で鍛冶炭、農道具を除いては出物分一（十一分一）（税）が課せられていた（資四四五）。また資料四四八には寛政一年（一七九九）土肥村より江戸までの竹の輸送費が掲上されているから竹の移出もあつたのであろう。

注 分一については(43)(口)分一の項参照

(22) 道路

伊豆は半島をなし、東海道の本街道より離れており、かつ修善寺以南天城山地帯を含む半島の道路は、中央修善寺・湯ヶ島より下田に通ずる下田街道が主な路線である。この道路は現在でも幹線であるが、江戸時代は産業の発展低く産物少なく、木材の搬出は川流しによつていたので、直接道路の恩恵を受けたものは主として木炭であつた。それで天城山から木炭搬出のため各浦に通する牛馬道が発達し、主なるものは山から伊東・片瀬・奈良本・白田・稻取・河津・松崎・仁科・安良里・宇久須・八木沢・土肥等の浦々を結ぶものであつた。

下田往還（街道）は今日の下田街道に近接して設けられ（現在より西方で峠を越す）、牛馬を通ずる道であるが、湯ヶ島村梨本村間は、天城山塊を越えるので、所々に牛馬の交通困難箇所があつて、嘉永元年（一八四八）梨本村御林守名主善左エ門が自費で修理を申し出たことであつた（資四五一）。

当時御用材を中心に見た場合、道路の産業的価値は木炭の搬出以外には期待しえなかつたので、道路は牛馬の背によつて木炭を運ぶ程度で十分であり、幕府は道路の開通・改修に力を入れず、村々も徳川中期以後は疲弊して夫役で道路の修理をなす程度であつた。その環境にあつて前記名主善左エ門の自費による修繕、福井清兵衛記念碑に見る天保四年（一八三三）から一五年間におよぶ土肥道の開設、元治元年（一八六四）吉奈白坂道・茅野新田道の改修などは奇特の業績と推賞するに十分であるが、一面当時の道路不整備の窮状が想像できる（資四五三・四五〇）。

注 一(20)へその他の木炭事情のうち運搬の項参照
二明治時代(40)道路の項参照

[VIII] 植林政策

江戸時代における天城山を中心とする森林政策は、森林保護に重きをおき、御林には九木制の禁伐制度を設け、また伐採跡地には必ず造林する方針をたて、少くとも宝暦年間（一七五一—一六三）から幕末に至るまで一貫されていた。そして伐採の主体をなすものは、広葉樹の薪炭材で、その跡地に針葉樹を植栽したのであるが、伐跡地に比し造林地は極めて少なかつた。

幕府がとつた造林政策は、その時代の政治思想を背景とした御礼杉と冥加植栽の二大柱で支えられているようと思われる。植付は春秋二季に行われ、伐採跡地および「木薄」にして好適の林地を選び、御林守の監督下に行われ、枯損苗に対する補植はもとより、手入を行い、成林すれば御林帳に記入して財産に編入する。植付の際には、各村から御林守へ、御林守から代官所へと植付届が出されている。しかし実際に植付を行つたのは御林に近い村落であつて、経費は村・製炭請負人の負担であつて、村負担のときは、村落ごとに植付本数に応じて一村高に応じて本数が定まつている一経費の負担をしている（資四七九・四八九・四九〇）。江戸時代の後期に入ると、幕府の財政は農民の年貢だけでは困難となり、森林の伐採・製炭事業が盛んになり、同時に造林に対する関心も高まり、これ等に關する各種の調査も緒につき一成果はあがらなかつたけれども一御林手入貸付金なども行われていた（資四五八）。

(23) 御礼杉

天城山地方の植栽はほとんど杉であつたため「御礼杉」と総称するけれども、杉のみでなくヒノキ・マツなども植えられておる。御礼杉の起源は宝暦一二年（一七六二）御林奉行牧野惣十郎の指示に始まつたものである（資四六七）。このときにはすでに七木制（禁伐制）が設定されていた。御礼杉の制度は御林の管理上山附の村落に雑木・下草の採取・利用を許すことを条件に御林の保護を命じた制度の一つであつて、雑木・下草を

利用した際その跡地や附近に杉を植栽せしめたのであるが、当時「御礼のため……云々」と村名主よりの文書はあるが、実質は強権的要素を含むもので政策的な造林方法と見てよい。勘定所・代官所より造林の指令、各村落の植付本数の割付、一定期間同数量であることや、幕府・代官の下役が造林の実行・造林成績をつねに調査している点でも理解できるところである。

御礼杉の実施状況—御礼杉の始まつた宝曆十三年（一七六三）より明和三年（一七六六）まで三カ年間の御林全区域（四区）の植栽本数及び生存本数を示すと次表のようで、植栽本数二、九二〇本のうち大部分はスギであつて、生存率は河津口・仁科口が悪いため総平均は一八・五%である（資四六八）。その後全四口を含む資料なきも、仁科口のうち土肥組四カ村では、安永八年（一七七九）から天明七年（一七八七）まで九カ年間の植栽本数はスギ・ヒノキ・マツ・モミ合せて四、三〇〇本（内生存一、六一四本）である（資四七三）。他の地区にても植栽していることであろう。文化九年（一八一二）以前には毎年各口とも(句)欄の如く計三、五五〇本づつ植栽してきたが（資四六八）、同十年以後は造林計画を拡大して各地区とも(句)欄のごとく六、九〇〇本に増加した（資四六八）。

御礼杉植栽例と計画

期	間	湯ヶ島口	大見口	河津口	仁科口	計
宝曆十三年（一七六三）より明和三年（一七六六）まで三カ年間	（生存五五%）	ヒノキ四〇〇本 （生存二二%）	ヒノキ二二〇 （生存一六五%）	マクヒスノスキギ一、三〇〇 （生存一一六%）	ヒノキ一、〇〇〇 （生存四〇%）	二、九二〇
文化九年（一八一二）以前（一八一二年以後毎年八八）	スギ 二五〇	bスギ 六五〇	cスギ 六五〇	スギ一、五〇〇 （生存九%）	スギ一、五〇〇 （生存四%）	三、五四一
文化十九年（一八二〇）以後（一八二〇年以後毎年八八）	スギ 二五〇	スギ 六五〇	スギ 六五〇	スギ三、〇〇〇 （生存一八%）	スギ三、〇〇〇 （生存一八%）	六、九〇〇

その後の実施状況としては、文化十年（一八一三）から天保九年（一八三八）まで二十六年間の植栽本数は大見口においては毎年六五〇本で計一六、九〇〇本（内生存八、九四〇本五三%）（資四八〇・四八三）に及び、また天保九年（一八三八）まで十年間の植栽本数並びに生存本数は狩野口は植栽本数六、八〇〇本（内生存三、一八二本四七%）（資四八〇）で、河津口は生存本数四、八五〇本、仁科口は生存本数三、一六〇本（資四八一）であつた。その後も引きつづき行われていると思われるが、資料に一貫性を欠くゆえ表示しなかつた。

(24) 寅加の植栽

元来各種民間営業に対する課税のうち、一定の税率が定まつていて賦課される税金を運上といい、営業は許可されているが定率に従わず金錢の納入を命ぜられて収めるものを寅加といい、本来は献金・寄附のようなものであるが、事実は寅加も税金同様に用いられ、強権的要素を含み、納入者の献金など自由意志によるものではなく、税金である。さて寅加の植栽とは林産物の払下を受けた場合などに、税金のような意味で若干の苗木を植栽し、その後補植手入を行つて成林せしめることを義務付けられたものと思われる。寅加植栽の場合をあげると伐木請負人・製炭請負人・損木払受人による植栽のほか、刑罰としての植栽などである。

(1) 伐木請負人による寅加植栽の例

文政三年（一八二〇）より文化三年（一八〇六）まで五年間製炭事業を請負つた久左衛門および一色村は寅入を誓約しているが、伐木した材積などは明らかでない（資四九四）。

(2) 製炭請負人による寅加植栽の例

亨和二年（一八〇二）より文化三年（一八〇六）まで五年間製炭事業を請負つた久左衛門および一色村は寅入を誓約しているが、伐木した材積などは明らかでない（資四九四）。

久左衛門

スギ一二、〇〇〇本一（内生存一〇、〇〇〇本）（枯死二、〇〇〇本）

一色村

ナラ九、〇五〇本一（内生存八、〇〇〇本）（枯死一、〇五〇本）

クヌギ二、九五〇本一（内生存一、九〇〇本）（枯死一、〇五〇本）

ただし、枯死せるナラ一、〇五〇本・クヌギ一、〇五〇本は亨和三年より四年間に全部補植した。

合計植栽本数スギ・ナラ・クヌギ二四、〇〇〇本（資四九六）。

また、文化十年（一八一三）以降五年間の年期契約に附帯し、毎年久左衛門はスギ三、〇〇〇本、三郎平はクヌギ三、〇〇〇本を植栽（資三五九）、文政七年（一八二四）以降五カ年の年期契約では、製炭量半分のため一カ年アカマツ二、五〇〇本の植栽を指定し（資三六〇）、安政四年（一八五七）以降五カ年の年期契約には一カ年苗木六、〇〇〇本植栽せしめている（資三六七）。

その他資料（四九七・四九八・五〇〇・五〇四一五〇八）などに例示されている。

(4) 损木払受人による冥加植栽の例

嘉永六年（一八五三）御林の損木一、五三八尺メ・九六六を代価、金三分と永一八五文五で買受けた場合、冥加のため苗木二〇〇本の植栽を仰付けられ（資五一〇）、文政五年（一八二二）の例では、ケヤキの損木（薪炭材）七本、材積一一尺メ・七八八を代価永二〇六文三で買受け、苗木一〇本の冥加植栽を申し渡されている（資五〇九）。また安政五年（一八五八）木炭搬出の道路・橋の修理のため、枯木・風倒木など五本を許可をえて村（片瀬村）で伐採使用したが、その跡地には冥加としてスギ苗二五本の植栽がいい渡されている（資五一一）。

(4) 前記（23-24）以外の植栽

嘉永二（一八四九）仁科口大沢里村で、村の鳥居を建てるとき、村のケヤキ材では不足したので御林内よりケヤキの枯木一本を盜伐したものがあつて発見され、内済になつたが、そのため冥加としてスギ苗五〇〇本の植栽を命ぜられた（資五一二）。

(25) 造林技術

苗木の植栽方法は習慣によつて行われ、かつ経験少なきため熟達せず、植栽苗木の枯死率の高いことがその全貌を示しているともいえる。枯死率については沢山の資料があり、前記諸例もその一つである（資四六七一五四の大部）。造林技術に關し主なる事項を掲げると、

(1) 一般造林樹種

江戸時代における天城山一帯の植栽樹種はほとんどスギであつて、ヒノキはきわめて少許である。その他の樹種としてはモミ・ツガ・ケヤキ・ナラ・クヌギ・サクラ・キリなどをあげうるが、問題にならない。

植栽にあたつては適地を選ぶようたびたび当局から指導し、村民も心得ていた。

天城山の北方、狩野川本流・大見川方面すなわち狩野口・大見口は古来よりスギを植栽し、天城山の南方河津口、西方仁科口もまた主としてスギを植栽してきたが少許の他樹種も植えている（資四六八・四七一・四七

七・四八〇・四八一）。例えは宝曆十三年（一七六三）以降三カ年間湯ヶ島（狩野口）・大見口・仁科口にはスギのほか、少許のヒノキを、河津口にはスギのほか少許のヒノキ・マツ・クスを植えたが、ほとんど生存せず、河津口のクスは全部枯れて残らなかつた（資四六八）。また安永八年（一七七九）から天明八年（一七八七）まで九年間仁科口のうち、小土肥村・土肥村・八木沢村にはスギのほかマツ・モミを、小下田村にはスギのほかヒノキをも植えている（資四七三）。また文化五年（一八〇八）仁科口にはケヤキ・カシを植えている（資四五七）。

(b) ナラ・クヌギ・（サクラ）

炭材としてのナラ・クヌギの造林は享保三年（一八〇三）より四年間一色村で炭材伐採跡地にナラ九、〇五〇本、クヌギ苗二、九五〇本植栽し保育した事績がある（資四九六）。またサクラは天保十一年（一八四〇）弘化二年（一八四五）に仁科口方面に植付けている（資四六一・四六五）。

(c) ヒノキと挿木

安永九年（一七八〇）から天明五年（一七八五）まで仁科口八ヶ村ではスギ三、六〇〇本・ヒノキ三〇〇本を植栽し、スギは生存率六〇%であるが、ヒノキは地方に苗木がなかつたので、挿木したため八〇%は枯死し生存率二〇%であつた。この頃ヒノキの挿木造林が行われたことは珍しいことで、枝を切りて林地に直挿したものと思われる（資四七一）。

(d) アカマツと苗畑

アカマツについては、文化五年（一八〇八）御林守より仁科口には字くわんすにアカマツの幼木があるのみでその他には見当らず、したがつて植栽については経験なく疑問であると代官に報告している（資四五七）。文化十一年（一八一四）木炭請負人三郎平が狩野口に冥加としてアカマツ五、〇〇〇本を植栽するとき、この

地方にはよい苗木がないので甲州山梨郡の百姓持山から買い入れ、一ヵ年畑に植え山出ししている。これは当時としては珍しいことで、畑に一年植えたこと、すなわち苗畑を使用したことは当地方では最初ではあるまいか。

苗畑一思つに江戸時代天城山周辺に行われた人工植栽は、冥加植栽・御礼杉により、少くとも宝曆末期（一七六三）より幕末まで絶えず行われてきたが、年々の数量は少く、周辺の林地は広く、一ヵ所の植栽面積は狭少であつて、伐採跡地のほか、附近の「木薄の所」に行われているので、天然生稚樹の山引き苗を使用して直接林内に植栽したものが多かつた。それで天然生稚樹を大切にし、「苗木・実生の類に至るまで大切にいたし……云々」と「達」がたびたび出されている。天保十一年（一八四〇）従来の造林不成績の原因は林内へ稚樹を直接植栽するためと、手入不足によるとし、畑地に一・二年植えて山出しし、かつ、植付の一五・六日前に片伏植（仮植する）して後、林地に植付けるよう、御林守に指示している（資四六四）。以後、つねにこの方法によつたかどうか明かでないが、今日のごとく苗畑に播種し、床替えて山出し苗を養成したとは思われない。

(e) 植栽時期・造林方法

苗木の植栽は、春秋とも行い、八十八夜前にも差しつかえないとしていた（資四六〇・四八四・四八九・四九五）。

その他一町歩当たりの植付本数・手入回数などについては、標準を示した資料なく、文化五年（一八〇八）アカマツの植栽につき適否を御林守に照会したり（資四五七）、天保十一年（一八四〇）立地に対する造林適樹が考えられ（資四六一）、また常に植栽後その活着状態に注意して、御勘定所・代官の下役が怠らず調査を行つてはいるが、前記した以外に特別な技術的進歩は見えず、幕府最後の慶応三年（一八六七）にいたり、造林

につき何間ごとに一本植えるか、手入は三一五回でよいか、播種造林・植栽方法などにつき研究的態度で代官より山附村落に照会している（資四五五）。同年調製したスギ苗一〇〇本の造林予算によると（次項参照）、補植は植栽本数の三割、手入は植栽の年より五回を予定している（資四九二）。注 次項造林費参照

(4) 造林 費

造林費については断片的な資料は所々に散見される。次に二例をかかげる。

一、安政五年（一八五八）小下田村・八木沢村・土肥村・小土肥村四カ村でスギ四三〇本植栽したときの新植費は金三分と永七七〇文であつて（資四八九）、その内訳は

苗木代

永七六〇文

（ただし一本につき永一七文六七九）

植付料

金三歩

紙代・諸用料

永一〇文

計 金三歩と永七七〇文

二、慶応三年（一八六七）スギ苗一〇〇本植栽にあたり、将来の補植・手入費を見込みて作れる造林経費は次のようである。

一、銀一四匁

スギ苗一〇〇本代

一、銀一〇匁

馬附運送（道程四里）

一、銀二八匁五分

植栽人夫三人手間（一人銀九匁五分づつ）

一、銀五八匁五分

補植費（新植一〇〇本のうち三割枯死補植の見込）

一、銀一四二匁五分

手入費（初年より五年間合計十五人分、一人賃九匁五分づつ）

計 銀二五三匁五分（資四九二）

[IX] 林業労働者

(26) 林業労働者

応神天皇時代の巨船献上をはじめ、古来伊豆大工といえど有名であるが、これらの記録は史書に散見するだけで、独立した資料はない。ただ幕末、安政二年（一八五五）に幕府が、あらたに造船を計画したとき、この地方より船大工・家大工を徵発している（資五一七）。また小田原城主北条氏綱が鶴ヶ岡八幡宮を造営するとき優秀な大工職を全国的に集めたとき、京都・奈良とともに伊豆・鎌倉・主繩より呼びよせてゐるのを見ても、すぐれた大工のいたことは明らかである（資五一六）。

徳川中期以降になると、農業を営みながら製炭・伐木・造林に従事するものを生じ、製炭事業の拡大とともに製炭を専業とする若干の労働者は、年期請負による御用製炭の窯場を廻つて生活していた。農業を生業の第一義とした時代に、農業を離れたこれ等の労働者は、独自の力で生活し、薺の道をたどつたことは想像に難くないが、他国への出稼は容易に許されなかつた。それは当時の社会制度であつた。しかるに文政十一年（一八二八）江戸勘定所より製炭夫を上州に派遣するよう要請された事件があつた。当時は天城御用炭の隆盛期で、炭焼に従事するものは三五〇人ほどいたが、農閑期に製炭するものが多い関係上、製炭事業は渋滞がちで、請負人はもとより製炭夫の出稼を悦ばず、代官は、労働者の出稼は、固定している天城製炭に暗影を投ずるものとして極力派出人足の減少を申し出で、今回限り三十人の出稼を認めている（資五一九）。このことは製炭夫の優秀を物語ると同時に製炭法のすぐれていることを意味するものである。

天城製炭はある意味では一体をなし、仁科口窯場で河津口や大見口の焼夫が炭を焼くといつた具合に、製炭夫の交流が盛んに行われたが、これも専業製炭夫の存在を物語るものといえる。

賃銀一製炭夫の賃金は、製炭経費諸掛の項（21）に掲げた。植栽等の人夫賃は（25）へ造林費の項、伐木造材の

人夫賃は(15)御用材(2)諸経費の項を参照されたい。その他の一例として文化八年(一八一)のものを示すと、御林の森林調査・枯損木調査などに使用した場合の人夫賃は、一日一三二文を支払い、また御林守手伝人には一人一日米五升づつ支給している(資五二一)。

注 小土肥村津出し人夫賃は一日錢三四八文(資二七九)。

[X] 租 稅

概要—江戸時代の租税の根幹をなすものは田畠宅地の地租即ち田租地子であつて、本途物成・物成・年貢などといわれ、課税標準は土地の石高、即ち一村の村高(草高)に税率を用いて求めた。大体五公五民が多く行われた。納税の際の損減を補うため、田租の附加税として口米、口永、欠米、込米などがあつた。地租以外の雜税は小物成・小年貢などといわれ、種類はきわめて多かつた。臨時の徵税もあつて、浮役と称せられ分一・冥加・運上などといわれた。

田租・雜租のほか、種々な課役があつて、幕府の課したものでは、諸国に課した国投金、御料に課した三役(伝馬宿入用・六尺給米・歳前入用金)、旗本の納める寄合小普請金・江戸府内に課した国投銀・公役銀などである。又広く助郷役が行われ、出役すれば賃金は支給されるが強制徵發である。これ等課役は土地の石高に応じて課徴せられ、助郷役以外は米・錢で納めた場合が多い。小物成中にも課役的性質のものが多く、江戸時代の租税は田租を主とし、課役を従とし、これを償うため雜役を課したといいうる。

田租を主とした関係上、開墾を奨励した。

(27) 林野租税(副産物)

林木の伐採・製炭についての租税・冥加については既述した(注(20)ト薪炭価格と諸掛、(24)冥加植栽の項参考)。

森林の副産物(下草・秣・萱など)採取に対する課税を見るに、御林と百姓山とでは異つてゐる。

御林のうち幕府領すなわち御料の場合は、広大な森林の火災・盜伐などの防止・保護を山附部落に義務付けており、また積極的に御礼杉・冥加植栽などを強要しているので、副産物採取に対する下草永・秣永は課しておら

ない。しかし御料・私領の村々が入会つて採取している場合に、「天城山御林地統萱野に而云々……御料の儀者去る未（宝曆十三年（一七六三）より株永相納申」とあつて賦課している場合もある（資五二三・五二五）。私領（旗本領・大名領）の御林の場合は田方郡田京村字田中山御林一後の田中山官林一のどく課している例もあり、また、大幡野のうち大久保中務少輔の領地では山役を完納させており（資五九〇）、領主により異つていた。

山葵・椎茸の採取については各村とも山葵冥加・椎茸役を納めていた（資四四〇・四四一）。

百姓山については山手役・山役・地損役などが課せられ、寛政七年（一七九五）当時では、山手役とは薪・材木を伐採したとき課せられるもので役永（錢）で納め、山役とは株を刈取つた場合に納めるもので役・米役（役又は米）で納付し、地損役とは材木を浜まで搬出するとき、田地に損傷を与えるので課せられ役米・永（米又は錢）で納入する（資五二六）。

例と税率

宝曆十二年（一七六二）における月ヶ瀬・門野・松ヶ瀬三村の薪・株の税率を見ると、

山手役・山役の例

村名	種類	百姓林面積	役	備考
月ヶ瀬	薪山	○町三〇	反につき永一文	個人持
門野	株山	一・二〇	永五歩	
松ヶ瀬	薪山	〇・一五	永一文	個人持
	株山	一・二〇	永五歩	
	薪山	一・五〇	永一文	個人持
	山	二・一〇	永五歩	

これによると当時は一律に百姓山に対し、薪は一反歩につき永一文、株は反に永五歩の役永（税錢）であった（資五二七）。

(29) 分一

元来分一とは出物、すなわち領分外へ移出する貨物に課する税であつて、財源の一助であるとともに、産物の規制を行つてゐる。林産物（木材・炭・薪その他）について見るに、生産地が御料・私領・村持山・百姓山には関係なく賦課される。ただ幕府の命ずる天城御用炭の場合は運上を納めるだけで分一は納めない（資五三〇）。なお分一なる語は、税として何分の一を納入することより生じたものである。

分一場一分一は移出物に課する税であるため、天城山地方では、船の出入する一定の浦・港を分一場と呼びそこで分一を徴収していた。例えば正徳六年（一七二六）には仁科口の山附村は松崎組十五カ村・仁科組八カ村・土肥組四カ村、計二六カ村であつたが、林産物を外に出荷する浦は松崎浦・土肥浦・八木沢浦（以上御料地）と江奈浦・安良里浦・宇久須浦・仁科浦（以上私領地）の七カ所で、これが分一場となつてゐた。そして御料（三カ浦）で徴収したものは幕府に、私領（四カ浦）で徴収したものは地頭に納入されていた（資五二九）。

分一錢一時代によつて分一の税率は異つてゐるかも知れないが一例をあげると、仁科口の土肥村の分一総額は金三八両二分で、そのうち薪と炭の分一錢をあげると次のようである。

種類	数量	分一	代金換算
雜木薪	三八、三一三把	四、二五七把	兩に六〇〇把替
但長廻り二尺四寸			金七両永九五文

これによると薪炭ともに出荷される総量の九分の一が税である（資五三五）。

分一請負一分一場で徴収される分一錢は、浦より移出される総額によつて定まるものであるから、請負制度で徴収する方法をとり、入札によつて定められた請負人（または村）が、その職務を行つていた（資五三三・五三四）。権力により零細な税金を徴収するので、不景気な享保十一年（一七二六）ころは滞納多く（資五三一・五三三）、幕末になるにつれて分一制度は紊乱し、分一金高の減少、分一請負人の不正などを引きおこし、封建制度衰退の兆を示した。

かような零細な副産物に對して、山手役・山役を納め、さらに分一まで納入することは、貧農に對しては重い負担であり、山手役・山役を免除してほしいと陳情書を出している。その内容を見るに、薪の分一は移出する浦で課せられるが一例えば一把の薪何程と評価されその九分の一が分一（税）である——薪は険岨の山奥で伐採し、浜まで搬出したもので、価格はほとんど労賃であつて、百姓の手取金は極めて少ないものである。かつ薪は一〇年・一五年に一回伐るだけで、その間年貢は毎年納入しているので、この上新規に山役仰付けられることは困窮すると訴えている（資五二八）。同情すべき点が多い。

第三 明治時代以後

XI 林野所有等

A

官林

(29) 明治初期の林政混乱期

濫伐期 — 森林保護を主とした徳川時代の政策は、後期に財政補助のため、多少の伐採は餘儀なくされたけれども、封建制度に守られて取り締りは嚴重であつた。明治二年（一八六九）版籍奉還以来、政府の手はのびず、取り締りは弛緩し、官林の盜伐はいたるところに行われ、明治十九年（一八八六）大小林区制が設けられたあとまで、一時林政の空白時代を生じた。明治二十二年東京大林区署長に任せられた志賀泰山（東大教授）は当時の事情をのべて、「明治四年廢藩置県ト共ニ旧来の林制大ニ弛ミ、恰モ森林ノ閑門ヲ撤シテ之ヲ放開セシガ如ク其弊ヤ盜難踵々接シ濫採連リニ起リ、遂ニ底止スル所ヲ知ラザルナリ。殊ニ家祿奉還ノ事起ルヤ士族ニ授産ノ道ヲ与ヘンガ為ニ之ガ資本トシテ森林ヲ給ヒシニ、生レテ未タ貨殖ノ道ヲ知ラザル士族何ゾ久シク之ヲ保有スルヲ得ベキ、木ヲ鬻キテ貨トナシ、地ヲ売リテ財トナシ忽チ之ヲ雲霧消スルニ至リ云々」また「政府は税源に窮して開拓を奨励し、森林を伐採して無ニの良策として憚らず、今日の上野公園、日光杉並木のときも、前者は某藩主、後者は某公使の勧告によつて厄を免かれた」と例示している。（文十二）

林野所有 — 封建時代においては、農業が唯一の産業であり、幕府・各藩の財政は農業によつて支えられ、税源確保のため耕地の永代売買は禁止され、制約をうけつつも耕地の所有は明確であつた。しかし、林野は個別の利用も遅れ、社会的にも軽視され、農業の従属的存在であつて、林野に対する租税は、農業のごとく本税（本途物成）でなく、雜税（小物成）の形で賦課され、その額もきわめて少なかつた。すなわち、この林野の課税は領主の恩恵などより出発したものではなく林野は領主にとりては無価値に近く、農用林的価値を認めて

いたに過ぎなかつたためである。江戸時代には森林に幕府有林・藩有林・郷林・百姓山のごとく使用収益上の区分はあつたけれども、内容は、天領でも山附村々の生活上・當農上必要と認めれば、入山して産物の採取を許し、百姓山でも九制木（幕府の禁伐木）の伐採を制限した場合もあり、また広大な範囲にわたり、永年間続いている山附五十四カ村の入会林野を留山に指定せんとした場合もあつて、林野の利用は農地とは異り、領有権の恣意的発動によつてきまる状態であつた。この環境からは近代的な所有権は生れない。また明治初期に行われた官民有区分において、かつて藩有林であつたものが、農民の下草・小柴の入会慣行の継続により、既成事実ができて使用収益権に転化され百姓山となつたものもあつた。かくのごとく林野の所有権関係は不明瞭なものであつた。しかし幕府の中期以降、経済的発展が漸く顕著になるにつれ、米中心の自然経済が崩れはじめると、林木の商品化も現われ、大阪商人の活動とともに、町人の勢力は勃興、士族階級の実力は衰退し、林野の所有関係は十分解決をみないまま、維新をむかえた。

明治二年（一八六九）版籍奉還の結果、天領・各藩の封土が官有地に編入され、そのうちの森林原野が官有林野となり、三年、社寺有林は強制的に上地を命ぜられて官林に追加され、後一部下戻しが行われた。かくして明治の官林は所有関係について不明のものが少なくなかつた。したがつて官民有区分には大なる困難が伴なつた。

(30) 官林の面積（資五三七・五五二・六〇六）

(1) 官林の成立

江戸時代の林野の使用収益・所有関係が明治時代への移行については、前項に述べたところである。

版籍奉還とともに幕府領・諸藩の封土たる山林原野（藩主の私有地を除く）は、官林原野となり、その後社

寺上地林を追加された。したがつて伊豆国内の大名・旗本の封土も天領とともに官林となりさらに明治三年以降社寺上地林を追加した。それで明治八年（一八七五）の地租改正処分では、これ等の御林は官林となり、棚場山をはじめ、その他点在していた小御林もそのまま官林に編入された。その後は小さい移動があつたに過ぎない（後述）。維新の際御林の面積が、そのまま官林に引きつがれたかといふに、必ずしもそうではなく、むしろ御林の面積より増加している。これは当地方ばかりでなく、東北地方にも見られる例であつて、地租改正調査のとき、私有林は山林税がかかるのをおそれ、山林所有者となるよりも、山林を放棄した方がよいと考えたことによるものであつて、当時は所有権の概念も確立せず、木材の搬出輸送も困難で、山林の価値低く、森林は重視されなかつたためである。したがつて地租改正処分は、少しも困難なく行われた。

(2) 官林の面積

官林の地籍・面積は、明治八年（一八七五）の地租改正処分調査で定められ、その名のごとく納稅の対象となる宅地・田畠については割合に精密であつたが、山林原野はその関係がきわめて薄いため、ほとんど実測せず、いいかげんのものであつた。その後、十七年（一八八四）に地押調査が行われ、以前より精密に測量した、このときも山林原野は面積が広いのと、徵稅の影響が少ないので粗略となり、實際には役立たなかつた。

静岡山林事務所所蔵の官林面積は、次のようにある（時期不明）

注 明治三年（一八七〇）の官林面積（資五三七）および明治二年（一八七八）御料林編入前の官林面積

（6）イ末項）は参考となる。

上地休——明治七年（一八七四）までに次の上地休があつた（資五四〇）

合計上十面積四筆を天城山官林といふ
一、七六七町七反二〇歩

附 明治初期の林政混乱時代に、財政収入の補強を目的に、政府は官林の売却を企図した時があつた。天城山官林も一万円で払下げの候補地になつたことがあるも、英國大使パーカスなどにより阻止されたと伝えられている。(文一二)

御料休五十年史に掲載されているので詳細は省略し、移動を表示すると、次の減少のみであつた。（文九）

官休の管理、保護（資五五四—五七一）（資五九三—五九五）

卷之三

慶應二年（一八六七）大政奉還 明治二年（一八六九）版籍奉還 同四年（一八七一）廢藩置縣の
ともない、行政組織も改まり、伊豆国の支配所であつた韋山代官所が廃止され、韋山県が設置されたのが明治
元年（一八六六）六月二九日である。ついで四年（一八七一）にはそのままの区域が足柄県となり、さらに明治
九年（一八七六）静岡県に編入された。

察木石課で鞅掌され、一〇年地理寮は地理局となり、一二年地理局より分かれて山林局（内務省）が独立し、一四年（一八八一）農商務省が新設されて山林局はその配下に移り、山林業務一切を主管した。（注伊豆国官林については次項参照）明治一七年五月、時の山林局長武井守正は、英國の万国森林博覧会に参加し、広く歐州各地の林業を視察し、その整備に驚嘆し、翌年六月に帰国した。期間一カ年であつたが、これを契機としてわが国の森林行政は転換された。内務省地理寮時代においては、予算は山林定額の制度が設けられ、作業費と政策費とに分けて、官林の利用と保護とが併行され、きわめて消極的であつた。この消極的林政を改め、積極的に林業を推進し林業経済の自立をめざして企画されるにいたつた。

當時の計画は一期・二期・三期に分かれ、三期末には休道も完成し、官林収入一町歩五円、官林五百万町歩として二千五百万円を目指とした。当時国家の歳出は六・七千万円で、地租四千万円であつたから、その抱負がうかがわれる。しかし、財政上の都合で十分目的は達しえなかつたが、一九年には大小林区制がしかれ、二〇年以降には森林資金部が設置され、山林局の分課は、あいついで行われ、二三年（一八九〇）四月には国有林の存廃区分内規（官有林野実況踏査内規）、および官有林野の境界踏査内規、二四年には官有林施業案編

成規程が公布され、ついわゆる国有林施業三法が確立され、三一年（一八九九）国有林野特別經營事業実施の素地をつくつた。

この国有林野特別經營事業は、わが国において近代的な資本主義經濟体制の林業が一步を踏みだしたものであることは衆知のところである。

帝室財産に関しては、明治一八年（一八八五）一二月宮内省内に御料局を設けて帝室財産の一般管理を歛掌させた。御料林は明治一一年（一八八八）以降數次にわたつて国有林を移譲して設けられ、明治四年（一九〇八）一月より御料局は帝室林野管理局と改称、さらに大正一三年（一九二四）四月帝室林野局と改められ、終戦後国有林に合併された。

伊豆の官林・御料林の管理——明治二年（一八六九）版籍奉還と四年（一八七一）廃藩置県により伊豆国

官林が定まつて以来、官林は静岡県にて管理され、一二年（一八七九）五月内務省山林局の第一大林区真鶴中林区、狩野小林区の管理となり、一三年七月（山林局）静岡出張所が設けられて、その所轄に移り、一四年四月農商務省が新設されて山林局はその配下となり、天城改良事業所の管理となり同年九月より山林局直轄の静岡山林事務所と改名された。（文一〇）

静岡山林事務所は駿河・伊豆・遠江三国の官林を所管し、所長は山林局長の命を受け、所員十一名と部内各地に監守四十七名を置いた。所轄の官林面積一八五、一五〇町九二〇七歩、林木本数二四三、六七六、二二三三本で、今後造林を要する面積六〇四町一六二八歩あつて、一カ年の支出七、〇〇〇円、収入二、六〇〇円の予算であつた。（資五五六）

つぎに御林守の給与は、明治五年（一八七二）ころは、一カ年給米三石五斗と野扶持一人扶持（一日五合、三四四日分二斗九升五合）附加され、元禄中頃（一六九八一一七〇二）にはじめて設置されたときと、全く同

様であつた（資五五七）。ついで明治九年（一八七六）になると、すでに御林守は監守となり、一カ年の給料十八円四十八銭七厘と山廻り料金二円三十七銭七厘が附加されている（資五六〇）。

その後明治一九年（一八八六）大小林区制が設けられ、静岡大林区狩野小林区署の所管となり、二二年九月御料地に編入され、宮内省御料局静岡支庁天城出張所の管理に移つた。戦後、昭和二二年（一九四七）国有林に移管、現在天城・河津両営林署で管理されている。

官林調査仮条例——明治九年官林調査仮条例が制定されて、官林の地籍・面積・林況などを一応調査するとともに、総括的規定が設けられ、とくに、官林の三等級および禁伐休の制を定め、林区制（大・中・小）を採用し、官林中にある古い部分木は、据置きを認めるなど官林管理に一步を踏みだしてはいるが、一小部分で、かつ旧制度を踏襲し全般的の管理・保護にはあまり触れていなかつた。（文一〇）

本条例を実施するにさきだち、まづ天城山官林で調査方法が検討され、その結果により漸次全国に及ぼされた関係もあつて、伊豆・駿河・埼玉方面は最初に実行されたところである。明治一二年ころも地理局員・山林局員がしばしば天城山に出張調査している。（資五五四、五五五）

（四）保護

明治以後天城山一帯の官林の保護・管理については、特記すべき事件なく、次のものくらいである。（注、保護・管理組織については前項参照）

艦材保存——明治六年（一八七三）海軍省は船艦用材保存の目的で資材の伐採を禁止した。（資五六二）

盜誤伐——資料には盜誤伐三件あるも、払下箇所以外で行われた少量の伐採、炭竈附近で檜の下枝を集めて焼いたもの、製炭出願中に願人以外のものが許可前に伐採し製炭した事件などで、当時の世相よりいえば軽微な被害である。（資五六九、五七〇、五七一）

硫黃堀取

官休仁科口、池代入字火ヶ原を借地し、東京市長岡彦左エ門外一名が、硫黃を採取した。その契約は、採取期間三カ年、一カ年の採取高三万俵、見積価格（代価）一万二千両、冥加は価格の二割五分として金三千両とする。ただし、一俵正味十二貫目入、一俵代永四百文につき、この冥加永百文であつた。堀取中は監守人は特別手当として金十両を支給され、入山する人夫に立木を傷けないよう、失火しないよう、燃料節約のため下草までも薪に利用するよう取り締まらせていた。（資五六三、五六五）

棚場山官林編入反対の陳情

棚場山官林は、從来旧地領小堀家の所有であつたが、元治元年（一八六四）吉田村助右エ門に売渡され、その後同人より紀州藩え買上げを交渉し、家臣三橋雄三郎が現地に出張して製炭事業の計画中であつた。明治元年（一八六八）小堀家は山林を没収され、官林となり、知行所を引き払つた。この事情を述べ、棚場山山林は官林に編入される以前に、すでに私有林になつていたと、村より訴えている（資五六八）。注 棚場山官林は現在国有林である。

（イ）境界

明治四年（一八七一）廢藩置県とともに、政府の威令奥地の山林に及ぼす、林政ゆるみて盜伐が各地に行われたことは既述のとおりであるが、天城山地方もその例にもれず、幕府時代に建てた境界標は腐朽し、境界不明を機として盜伐が発生しはじめたので、韭山支庁は明治一二年（一八七九）旧來の書類・絵図により、さしあたり仁科口、大見口、狩野口、河津口の各境界に標柱をたてて区域を明かにし、監守人・地元民に知らしめて保護を厳重にした。その標柱はスギ五寸角、長さ一間の一本代金二十五錢（ただし建柱一本につき二人掛）であつた。（資五九五）

B 公私有林

（32）公私有林の指導（資五七三—五七四）

公私有林に対する当局の指導は、明治三十一年（一八九七）ごろには、一応軌道に乗り、次のような事項を行つてゐる。

（1）当局より各山林組合に対する樹種の統一、伐採跡地の植栽、苗種購入および製炭の改良に関する諮詢、口林業講話の開講、（2）樟樹の造林經營、四製炭伝習所および醋酸伝習所の開設、（3）公私有林野の実地指導、（4）民有山林取締規則改正發布の論達、（5）公有林野整理施業奨励の論示、（6）町村部落有林の整理經營の指定、（7）林野火入取締規則の移牒、（8）野鼠駆除の施行、（9）椎茸製造法講話の開講（資五七四）

山林組合——明治二七年（一八九四）上大見村・中大見村・下大見村の民有林保護を目的として設立された賀茂郡大見山林組合は、県令第五十一号により、かなり整備されたものであるが、どの程度に県内に組合が布及されていたか不明である。いまその規則を見るに、無立木地は十カ年以内に伐跡地・被害地の要造林地は五カ年以内に、播種あるいは植林する。下刈は播種の年より毎年一回以上十年間行い、防火線の手入、小屋その他一切の被害に対する措置を規定したもので興味深いゆえ次に全文を転載することとした。（資五七三）

静岡県賀茂郡大見山林組合規則

第一章 総則

- 第一条 明治二十七年本県令第五十一号民有山林組合規則ヲ遵守シ、上大見村・中大見村・下大見村ヲ以テ當組合ヲ組織ス
- 第二条 当組合ハ静岡県賀茂郡大見山林組合ト称シ、事務所ハ本組合長自宅ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三条 当組合ハ森林ノ保護繁殖ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章 保護植栽方法

第四条 山林無立木地ノ箇所ハ十カ年内ニ種苗ヲ播殖スルモノトス

第五条 山林ヲ伐採シ又ハ風火災ニ罹リ立木枯損シタル時ハ五カ年内ニ種苗ヲ播殖スルモノトス

第六条 下柴草等ハ(苗木植付ノ年又ハ樹実播下の年ヨリ)毎年一回以上十カ年間刈除クベキモノトス

第七条 防火線ハ原野ニ接シタル箇所ハ渾テ毎年秋氣ニ於テ溝渠ヲ穿チ或ハ刈除ヲ為スベシ、但刈草ヲ焼却

スルトキハ可成最寄共同シテ施行スペシ

第八条 炭・樟脑・香水、竈及椎茸燒小屋、木挽小屋ヲ設置スルトキハ周囲五間、鍛冶炭ヲ焼クトキハ周囲七間通り、柴草等ヲ刈除キ時々掃除スペキモノトス、但炭ノ竈出ヲナシ又ハ鍛冶炭を焼キ終リタル後少

クトモ五時間以内現場ヲ離ルベカラズ。

第九条 山林ノ火災又ハ害虫蔓延ノ徵アル時ハ予テ定メ置キタル相図ニヨリ実地ヘ出張シ警察官吏村長及組

長ノ指図ヲ受ケ防禦スペキモノトス

第十条 左の項目ニ当ル箇所ハ妄ニ伐採セザルモノトス

一、土砂ヲ秆止シ巖石ヲ支柱スル從前ノ保存林

一、水源ヲ涵養スル從前ノ保存林

一、名所旧跡風致ヲ存スル林

一、郡村の境界ヲ表スル林

第十一條 前条ノ各項ニ該当スル箇所アル時ハ台帳ヲ製シ事務所ヘ備ヘ置クモノトス

第十二条 山林ヲ売買譲与シタル時ハ双方ヨリ組長ヘ届出ルモノトス

第三章 役員及其職務

第十三条 組合ニ左ノ役員ヲ設ク

一、組長 一名

一、幹事 二名

一、書記 若干名

第十四条 組長並幹事ハ委員ニ於テ組合員中ヨリ選定シ、其人名ハ郡役所及村役場ヘ届出ルモノトス

第十五条 書記ハ組長ニ於テ選定ス

第十六条 組長並幹事ノ任期ハ満二カ年トス。満期再選スルコトヲ得

第十七条 組長ハ會議ノ意見ヲ取り違約者ノ処分ヲナシ経費ノ収支其他組合ニ関スル一切ノ事ヲ処弁ス

第十八条 組長ハ春秋一回以上組合山林内ヲ巡回シ、森林の盛衰、樹木の榮枯及規約ノ実施方ヲ監査スペキモノトス

第十九条 組長ハ山林火災及虫害アルトキハ現場ニ出張シ防禦ノ手段ヲ為スモノトス

但火災及虫害等アル時組合員一般へ通知スル為メ別ニ定ムル所ノ相図ヲ以テ告知ス

第二十条 組長ハ山林火災ノ節組合ノ内外ヲ問ハズ其防禦ニ尽力シ格別功勞アリ又ハ防禦ノ為メ負傷若ク

ハ死亡シタルモノアル時ハ會議ノ意見ヲ取り相当ノ慰労扶助弔祭料ヲ贈与スルコトヲ得

第二十一条 組長ハ組合ノ収支予算決算其他組合会決議事項ノ要領及組合ノ事蹟ヲ毎年四月限り所轄郡役所並ニ組合会ヘ報告スルモノトス

但火災虫害等非常ノ禍害ニ罹リタルトキハ其ノ都度木種反別ノ概略ヲ記載シ郡役所ヘ届出ルモノトス

第二十二条 組長ハ當組合地籍内ニ於テ新ニ山林ヲ所有スルモノアルトキハ當組合ノ規約ヲ示シ加盟セシムベキモノトス

第二十三条 幹事ハ組長ヲ補佐シ組長事故アル時ハ之ニ代ルモノトス

第二十四条 書記ハ組長及幹事ノ指揮ヲ受ケ諸般ノ事務ニ從事スルモノトス

第二十五条 当組合ハ山林取締人二十五名ヲ置ク、其ノ配置左ノ如シ其人名ハ郡役所及地籍所轄ノ村役場ヘ

届出スルモノトス

下白岩区 二人

上白岩区 二人

関野区 一人

八幡区 一人

梅木区 二人

柳瀬区 一人

冷川区 三人

中原戸区 一人

菅引区 一人

地蔵堂区 一人

筏場区 一人

第二十六条 山林取締人ハ組長ニ於テ左ノ者ヨリ選任スルモノトス

一、組合村内ニ森林ヲ所有シ定籍居住ノ者

一、満二十年以上ノ男子ニシテ品行方正身体健全稍算筆ニ通ズル者

第二十七条 山林取締人ハ組長ノ指図ヲ受ケ山林取締ヲナスモノトス

第二十八条 山林取締人ハ常ニ担当山林内ヲ巡視シ犯罪及違約者ナキ様注意スベキモノトス

第二十九条 山林取締人ハ担当山林ニ於テ左ノ件々ヲ認ムルトキハ直ニ組長及山林所有者ニ通報スルモノトス

ス

一、山崩

- 右ノ外障害トナルベキ事件
- 一、枯損木
- 一、防火線ノ荒廃
- 一、有害虫ノ発生

第三十条 山林取締人ハ違約者ヲ認ムルトキハ其ノ携帯物品（賊品、違約品及違約ノ用ニ供セシ器具）ヲ差押ヘ住所、姓名ヲ聞糺シ組長ニ報告シ犯罪ナレバ直ニ其者ヲ取押ヘ警察官吏へ引渡スモノトス

第三十一条 山林取締人ハ担当山林ハ勿論其他ト雖モ山林内ニ火災若クハ害虫蔓延ノ恐アル時ハ村役場及組長へ急報シ協力防禦ノ手配ヲナスベキモノトス

但御料林ナレバ其所轄出張所又ハ分担区ニ、官林ナレバ所轄村役場及郡役所ニ報告スベシ

第五章 会議

第三十二条 委員ハ十八名トシ、各大字ヨリ一名宛其大字組合員中ニ於テ互選シ其任期ハ満二ヶ年トス、但満期再選スルコトヲ得

第三十三条 會議ハ通常臨時ノ二種トシ、通常会ハ毎年三月之ヲ開キ臨時会ハ組長ニ於テ臨時緊要ト認ムル事アル時又ハ委員三分ノ一以上ノ請求アルトキハ開クモノトス

第三十四条 會議の議案ハ組長之ヲ発スルモノトス

第三十五条 議長ハ組長ヲ以テ之ニ充ツ書記ハ議長之ヲ撰任ス、但議長事故アルトキハ幹事之ニ代ル

第三十六条 半数以上ノ委員出席セザレバ議決ヲナス事ヲ得ズ、但再度召集シテ尚半数ニ達セザルトキハ緊急ノ事件ニ限り議事ヲ開クコトヲ得

第三十七条 議事ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス、可否相半ハスル時ハ議長之ヲ決ス

第三十八条 山林事業ノ利害ニ関シ意見アル時ハ會議ノ決議ニ依リ其筋ニ建議シ又其筋ヨリ諮詢アル時ハ

會議ノ決議ヲ取り之ヲ答申スルモノトス

第三十九条 議事細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 組合員

第四十条 組合員タルベキ資格ヲ有スルモノハ其ノ住所、族籍、姓名ヲ事務所ニ申出証票ヲ受クルモノトス

第四十一条 組合員加盟ノ節ハ所有山林一筆限字番反別樹種調書ヲ事務所ヘ差出スモノトス
但爾後増減アルトキハ其都度申出ベキモノトス

第四十二条 組合員ニシテ其資格ヲ失シタルトキハ其旨事務所ニ申出証票ヲ返納スベキモノトス

第四十三条 本組合ヨリ発スル所ノ証票ハ左ノ如シ

表	一寸五分
第	号
静岡県賀茂郡大見山林組合員ノ証	裏
住所	

年	月	日
(印)		

一寸五分

第七章 経費

第四十四条 本組合ノ会計年度ハ其年四月一日ニ起り翌年三月末日ニ終ルモノトス

第四十五条 会計ノ決算ハ翌年度ニ於テ之ヲ報告シ委員ノ査定ヲ受クベシ

第四十六条 本組合ノ経費ハ組合員ノ負担トシ其ノ賦課方法ハ人頭割又ハ地価反別割等トシ毎年會議ニ於テ之ヲ議定ス

第四十七条 組合員ノ分担スル費用ノ目ハ左ノ如シ

- 一、役員及山林取締人手当及旅費
- 一、事務所費
- 一、會議費

右ノ外會議ニ於テ必要ト認ムル費用

第八章 違約者処分

第四十八条 組合員タルベキ資格ヲ有スルモノニシテ故ラニ加入セザルモノハ其筋ハ告発スルモノトス

第四十九条 コノ規約ニ定メタル経費ヲ其納入期日迄ニ納メズシテ督促ヲ受ケ尚納メザルモノハ其額ニ対スル二倍ノ違約金ヲ徵収スルモノトス

第五十条 第七条ノ本条及第九条ニ違反シタル者ハ金五十銭以上金五円以下ノ違約金ヲ徵ス

第五十一条 山林盜伐等ノ処刑ヲ受ケタルモノハ三カ年以内共有山林ニ立入ルヲ禁ズルコトアルベシ

(33) 被 害 (資五七五一五八〇)

火災 田方郡誌によると明治四五年(一九一二)春までの大きな森林火災は、次のとおりである。なお郡誌には「その他年々多少の火災あり。特記すべきものなし」と記されてあるが、表示されたものから推定すると、その他の年にも、かなり大きい火災があつたようと思われる(資五七八)。

		三月二十六七日	中大見村
山林消防隊	田方郡上大見村は、南は鬱蒼とした御料林に、東は広漠たる大畠村の県造林地に接し、その歩合林（分収休）七五町歩あつて、村有・私有の山林原野一、五〇〇町歩におよび、住民の生活は山林に依存しているので、大正末期頃（一九二二一六）山林消防隊を組織し、次のような活動を規約している。	三月二十七日	北狩野村
	一、火災予防に関し、(イ)種々な会合を利用して愛林思想の涵養 (ロ)火氣の取締規則を掲げた制札を立てる (ハ)	下大見村	六五・〇〇
		四六四・〇〇	不詳
		三一五・九五	
		//	

三、原野監守人を置き、

四、董湯の火入は村消防隊三行、同、リ、

五、等級別三三度二二一
個人的少人數で行うことを許さない。

五
誓鐘制度を設けて「四呼」と一定し、平素から準備をしておく

六、火災出役に使用するため梅干一樽を消防詰所に備付けること。

七、防火樹の植栽は、御料局に陳情して、境界にサンゴジュ・ユヅ

列植えるようにしてること（資五七五）

鼠害 明治時代の鼠害について
〔文庫一二二一〕

鼠發生し面積一六町赤てつこり、二二二二二二

ヒノキ四
C
O
O
本の被害を記録しているが、田方郡誌によ

五年ごとに同三五年・六年ごろに富士山・天城山の山麓一帯に大なる鼠害があつて、後者では上大見村

中大見村の広漠たる原野の茅草は全滅し、さらに同四年・五年ごろには、それを上廻る鼠害が発生しそう。ぜひ

で静岡県では被害のはげしい山林二、一〇〇町歩・原野三、九〇〇町歩計六、〇〇〇町歩に対し大々的に駆除を実行し、田方郡では戸田（四一町歩）・土肥（七七町歩）・西豆（三八町歩）・上狩野（七四六町歩）・上大見（五〇町歩）・中大見（一、一四七町歩）・対島（八二〇町歩）の各村計二、九一九町歩に対し県郡吏員指揮のもとに実施している（資五七九）。

(34) 地租改正と土地官民有区分（資五八二—五九一）

(1) 地租改正

概要——江戸時代の地租は大体において田租と地子（都府市街地の宅地に課する正租）であつた。明治政府は、明治四年（一八七一）廢藩置県を行い、全国の土地に対する直接的課税権を掌握したので、税制を改正して、従来の不均衡の賦課を是正し、あわせて財政収入を確保せんとした。地租改正の先駆をなすものは、四年十二月、東京府下の武家地・町地の呼称を廃し、同時に特別に優遇して無税としてあつたこれ等の土地に地価を定めて地券を交付し、それによつて地租を上納せしめることとした。

また五年二月、土地永代売買の禁を解き、自由に売買譲渡を許し、売買譲渡の都度地券を交付することとし、また六年六月、田畠はすべて石高の称呼を廃して反別（面積）をもつて呼ぶこととした。地租改正条例は六年（一八七三）七月発布され、その骨子は(1)農地市街地を問わず、全国平等の立場で課税し、従来土地の収穫を標準として賦課していた地租を土地価格に応じて課することとした。(2)税率は地価の百分の三とする。(3)物納を廃し金納とした、実地調査では、土地を一筆ごとに測量し絵図を作り、帳簿・絵画と実地と符号するよう地押を行い、地価は各地の田畠・宅地ごとに地位・（地味）・交通の便否によつて等級を査定し、これで一反歩の地位を定め、各筆の地価を算定する。地租改正調査は明治六年（一八七三）に始まり田畠宅地は概ね九年

（一八七六）に、山林原野は容易に完了せず十四年（一八八一）に一応調査を終了した。しかし、改正後開墾地目変換・その他の理由で、帳簿・図面と実地と符号しないものが多数あつたのでこれを整理するため十八年（一八八四）地押調査に着手した。これも地租改正につぐ大事業であつた（文一、一〇 資五八二）

伊豆国 地租改正——伊豆国に地租改正が行われたとき、山林原野の等級区分が、いかなる方法で実施されたかを示すと次のようである。

まづ伊豆国を二一箇の模範組合に分ち、また南北二部に大別し、さらに北部を三箇の小部に、南部を二箇の小部に分ち、北部第一小部は模範組合第一一第六、同第二小部は組合第七一第一〇、同第三小部は組合第一一第一三、南部第一小部は組合第一四一第一七、同第二部は組合第一八一第二一を含む組織とした。

そして次の要領で等級を区分した。

一、山林原野の階級は、一町歩の生木代五円差をもつて標準とする。

一、第一甲号表は一村の等級表。第二乙号表は模範組合の等級表、第三丙号表は五小部に分ちたる等級表、第四丁号表は南北両部内五小部を通じたる伊豆国 の等級表とする。

一、地位證定地主委員数は、面積三〇〇町未満五人、三〇〇一—、〇〇〇町歩一〇人、一、〇〇〇町歩以上は適当に増員し、委員はその村の公選できめる。

一、證定の際は、立木の有無に関係なく、実地で地味の肥瘠と運搬の便否とを総合し、一町歩十五年生雜木林であるとし、その売買価を想定して地価を定める。実査終了後、投票紙に記入し大衆の前で開票し、平均値を求め、五円差の等級できめる。

一、地主が定められた等級表に不服のときは、展示された日から五日以内に該村担当人に事由を申し出る。担当人は地主と地主総代とを伴い再査し、投票をもつて決定する。

なお、再査の場合は臨時認定委員を加えて行うものとする。

一、等級決定の上は最後に甲号表を製作し、地主一同に調印せしめる。

一、模範組合部内各村を精査し、模範村を定地位として関連統制をとりて行う。さらに南北二部各組合を通し

て統制し、伊豆国共通の等級を整理決定する。

る。その理由は、争斗立正四て易成さしてある。

その他詩絵は資料五五四に掲載されている。

一国三等 四百六十九番字ミドウ山 山林一町五反二十七歩

地価金十一円三十一銭八厘 地租百分三金三十四銭(一
四百六十二石二斗三升三合六升) 田水八三二丈一四尺六

國四等六百十一畠字三本木山林八反一畝十四步

一国五等 四百六十四番字小山上 山林一畝十七步

地価金八錢六厘 地租百分三金三厘 (二力年半)

一國七等七百二十八番字牛久様山林二反十五步地価金七十一錢八厘地租百分三金二錢二厘(一力年半一錢八厘)

一国十等 七百五十三番字中山道 桂場山一反一畝十八步

地価金五錢八厘 地租百分三金二厘(一力年半一厘)

なお地租改正のとき
地勢急峻で利用しえないような土地は無税とし
村ごとに取りまとめて記載した

例示すると、

平朔三十二問

一、字高上
沢口嶮岨薪林一ヶ所

平均一十四間，橫十八間

平均深三十一間，廣五一間。北反則五反。

(資五八)

(口) 官民有區分

(資五八四、五八五、五八六)

公有地は明治六年（一八七三）三月太政官布告できまつたもので、土地を大別して官有地・公有地・私有地とした（注、この外皇宮地・神地・除税地などがあつた。）。公有地は原野林場の類、郡村市坊、一般公有の税地・無税地と定められ、地租改正のときは、本庁より公有せる郡村市の戸長に公有地の証として地券を渡し地租・区入費は該地の景況によつて収入した。もし開墾・牧場等のため私有地にせんとする場合は、管轄庁にて得失を詳明し、その村方に故障がなければ、成規によつて売買することができた。

地租改正はこの「官民有区分」によつて行われ、官地・民地のほか公有地を認めたのである。（注　本項について（30）明治初期の財政混乱期のうち休野所有の項を参照されたい）元来林野には入会関係など漠とした慣行的な使用収益の関係があつて、一般に個人的所有の意識はきわめて弱く、曖昧とした林野の所有区分を速急に整理解決することはきわめて困難である。それで政府は公有地という地種を認めて問題の解決を後日で保留

したのである。したがつて、その内容は複雑で種々なものを包含していた。一方政府は財政上、經營に適せない官有休野を払下げる方針をとつていたので、公有地のなかには払下げの対象となるものもあつた。こうした点が明瞭となるにつれ公有地の所有権に対する一般的な危惧も起り、時とともに深刻となり、資料五八八、五八九、五九〇の如く県に訴えるもの多く、公有地は、その解釈上にも疑義を生じ、処理方針も動揺して急速に区分を明確にする必要に迫られ、七年（一八七四）一一月太政官布告（地所・名称・区別改正法）で、公有地を廃し、土地は官有地・民有地いづれかに属せしめることになつた。その結果いわゆる公有地は、人民数人あるいは一村、あるいは数村所有の確証ある学校・病院・郷倉・牧場・林場・社寺に属するものは民有地に編入され、その売買は、所有者の自由にまかせた。ただし開墾のごとく、はなはだしく地形を変更する場合は官庁の許可を必要とした。（文一、文一〇）

日本林業発達史によると、官民有区分に明確な解決をあたえたものは、明治九年（一八七六）一月二十九日地租改正事務議定、山林原野等官民所有区分処分方法であるとしている。それによると、つきのようである。官民有区分の基準、すなわち民有の確証は、「往年甲乙ノ争論ヲ生スルニ当リテ領主或ハ幕府ノ裁判ニ係リ……裁許状ニ甲村ノ地ニシテ甲乙丙入会三ヶ村進退或ハ三ヶ村持ト明文アル類」（第四条）は、当然これら文書によつて民有地に編入される。しかしこれら文書のない場合は「国碑ト雖モ樹木草茅等其村ニテ自由ニシ、何村持ト唱ヘ来リシコトヲ比隣郡村ニ於テモ瞭知シ、遺証ニ代ツテ保証スルガ如キ場合」（第一条）「從来村山・村林ト唱ヘ樹木植付或ヘ焼払等其村所有地ノ如ク進退シ」（第二条）來つた場合、さらに「旧来入会村外ノモノヨリ公然山手・野手等ノ名ヲ以テ多少ノ米銭ヲ収メ、薪秣ノ伐採ヲ許セシ慣習アリ其成跡入会村所有ニ帰シ相当ノ分」（第四条）も民有地第二種に編入される。しかしこの他、文書類があつてもそれが「官簿又ハ村簿ノ内公証トスベキ」ものでな

かつたり（第一条）、裁許状に「甲村ノ地盤」あるいは「入会」とあつても「從前秣永・山永・下草銭・錢・冥加永等ヲ納ムルモ曾テ培養・労費ナク全ク自然一生ノ草木ヲ採伐シ来リタルノミナルモノ」（第三条）および「普通其地ヲ所用シテ天生ノ草木等伐刈シ来レルモノ」（第二条）はすべて官有地に編入されることになつたのである（五一頁）。

以上のように公有地に対する疑問と不安は全国的であり、天城山地方にても、一度公有地と査定し、後入会権の附帯を認めて民有地に訂正せるものもあり（資五八七）、また地租改正の地券には「草山、反別三十二町月ヶ瀬村・吉奈村入会、公有地」とせるを、月ヶ瀬村は秣場狭少のため宝曆一一年（一七六一）代官稻垣藤右エ門のとき、実査してとくに入会を許し、代償として山手米三斗づつを納めてきている事情を明かにし、「吉奈村持、月ヶ瀬村入会、公有地」と改正を申し出している。この種の不安により申し出が多い（資五八八、五八九）。

また天城山麓の大原野字大幡野は地券には「地券第二三七号、字大幡野草山反別千町歩改正、筏場村外十五ヶ村入会、公有地」となつてゐる。これに關し明治一二年（一八七九）に嘆願書が出でてゐる。大幡野への入会の由來は古く不明であるが、昔から筏場村外十五カ村の入会つてゐることは各村民の熟知するところで、各村とも保護を加えて今日に至つてゐる。十六カ村のうち普引村は大久保中務少輔の領分であつて、大幡野のうち、小字楮野および上楮野に入会つてゐたので山役として毎年永二十八文四分二厘を定納してゐた。その他の村では無税であつた。この関係は領主の異なるため生じた徵稅上の差違であつて、入会採取の点は同一である。換言すれば、十六カ村で大幡野には同様に入会してゐたのである。かかるに明治六年（一八七三）山役は山稅と改められ、普引村のほか冷川村・梅木村・城村も協議して山稅を收め、また八年（一八七五）秣刈科と改められ、十年には官地拝借願を出すようにとの布令により深く考へず請願した。そのため大幡野は官地になつたの

であるが、原因は普引村の事情の審査不足より生じたもので、村方の不注意はもちろんであるが、古来入会つた明瞭な事実に基いて民有地に査定を改めてもらいたいとの陳情が十六カ村より静岡県令に出されている（資料五九〇）。

65)

部落林野を町村に統一

部落有林野は、その利用租放で、酷使され荒廃しているものが多いので、政府は、明治四三年（一九一〇）に部落有林野の町村統一と、入会権の整理解消とを併行させて、強い力で押しすすめた。伊豆二三カ村の統一整理は次のようである。伊豆でも入会の権利関係は複雑であつて、容易に解決せず、数年を要して各部落より部落有林を裂いて提供させ、一部を村有林とすることに成功した程度で、その結果は次表のようである。したがつて各村内には部落有林野が相当残つていた。

つぎに賀茂郡中川村の部落有林野を整理し、村有に統一した経路を示して一班を窺うこととした。

(1) 中川村の部落有林野の統一

中川村は面積四、三〇八町余歩あつて、戸数三八九戸の山村である。部落（大字）は十一あつて各部落有財産は次表のようである。

中川村各大字の部落有財産

大字	戸数	宅地	田畠	畠	山林	原野	墓地その他	計	平均面積
中川村	三八九戸	一四九戸	一四九戸	二五七〇セ町	一七九五一一九町	三二四九五〇〇町	〇〇七〇五町	五〇九一〇四町	九五六町
南那賀	一四七六戸	一六〇戸	一四七六戸	二〇セニニ町	一七四四一四町	一四七九六二一町	〇〇六〇〇町	一五三一四二五町	四二五町
建久寺	一九二一戸	一六六戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	〇一一〇四町	三四四六一九町	二二八町
吉田	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
船輪	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
門野	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
峯沢	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
大沢	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
明治	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
小杉原	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
池代	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
大字	戸数	宅地	田畠	畠	山林	原野	墓地その他	計	平均面積
中川村	三八九戸	一四九戸	一四九戸	二五七〇セ町	一七九五一一九町	三二四九五〇〇町	〇〇七〇五町	五〇九一〇四町	九五六町
南那賀	一四七六戸	一六〇戸	一四七六戸	二〇セニニ町	一七四四一四町	一四七九六二一町	〇〇六〇〇町	一五三一四二五町	四二五町
建久寺	一九二一戸	一六六戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	〇一一〇四町	三四四六一九町	二二八町
吉田	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
船輪	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
門野	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
峯沢	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
大沢	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
明治	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
小杉原	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町
池代	一九二一戸	一三四戸	一九二一戸	一六七一二町	一六六一〇三町	一四七九六二一町	一〇一〇四町	一〇一〇四町	一九六町

計	南那賀	建吉明久	建久寺	田伏
(四三八九)	一	一		
一四七六	一	一		
〇二三〇三	一	一		
四七一〇一	一	一		
四三三六二二四	一	一	七五一一一	
(八六九二六五九一五)	一	一	五二二〇二三	
〇七一二六	一	一	五二二〇二三	
(一三三〇九一四七三七二五)	一	一	五八七二一四	

備考

戸数()は寄留を加えたもの

注一 計欄原野面積及合計面積は横欄の計は()の数字となる。

各部落有休は、天然の雑木林で一五一二〇年生に達すると隨時伐採し、部落費などにあて、村有林でないのと村長は関係しない。原野は萱・秣などの採取にまかせ、火入禁止後もしばしば野火に逢い広漠たる原野であった。

それで部落有休野の町村への統一が企画された機会に、中川村においても氣運が熟して実施したのである。これよりさき、明治四二年（一九〇二）中川村では村有財産を作るため、各部落有休野の一部を売却して現金基金より村有財産の有益なるを感じ、村長は各部落より休地を提供させ村有林をつくらんとしたが、議まとまず、協議を重ね、大正三年（一九一四）ようやく、各部落より休地を一戸平均五反歩づつを標準として提供することに議決した。同時に郡長は各部落有原野は、全部提供して村有に移すべきことを提唱したが部落側は承知せず、結局左記休野を提供して村有に移した。村長はその後もこの方針を持続し、大正三年四〇町歩の造林を行つた。

薪炭用雜木を採取する特権を持つていたが、他の部落は林の採取をなし、小柴は鎌刈に限定され、道路の修理用材の伐採も小杉原の承諾を要し、各部落より毎年入会料として酒二升づつを小杉原に納め、林刈区域を定めていた。明治一二年（一八七九）小杉原と那賀・南郷との間で入会地所有権の紛争を生じ、小杉原の所有が確認せられるとともに、以後は伏倉・宮内より米四俵、那賀・南郷よりは米二俵を毎年小杉原に納め、入会つて使用収益していた。すなわち原野は林採取を主とし非生産的な利用状態であつた。それで中川村は部落有林野を村有に整理統一する気運に乘じ、入会地の解消を部落に協議したが、容易に纏まらず、回を重ね、結局四部落の必要とする地域を適当に評価し、その半額（一反歩二円五十銭）で小杉原が売却することに決定し、大正四年（一九一五）入会地の解決をみた。

		中川村小杉原地内入会地売却		代金	残存面積	備考
松崎町	中川村	原野面積	売却先			
三一三一ニニ	九〇〇〦〦	一一一三五〇				
一五六三五〇		四五〇〦〦				
			松崎町	三三六一一	小杉原休野面積	
			中川村	六四九三〇三		

松崎町の所有に帰属した二二町三一畝二二歩は、大正四年町にて造林し、中川村に移つた九町歩は、那賀および南郷に公課相当の使用料を納めしめて使用を許し、小杉原分は大正五年当時はなお部落有であつた。その他仁科村、上河津村の各部落有休野を村に整理統一した実例は資料一二三に詳記されているから参照されたい（資一二三）。

IV 利用・生産

(36) 官林の利用（資五九七一六〇五・六〇七・六〇八）

(1) 御用材（船艦材）

明治七年（一八七四）に天城山で行われた軍艦天城の建造材の伐採は、一時的のものであつたが、この事業は、從来ほとんど立木処分によつて官林の払下が行われていたので、官行事業（直営生産事業）の有利な点を示唆する楔機となり、國庫収入の要請が急であつた当時の背景もあつて、九年三月に木曾山林の官行伐採が開始され、青森・秋田・静岡県門檻山等に官行事業が行われるようになつた。

この点において天城山官林の船艦材伐採は意義があつた。（文一三）しかし、官行事業は間もなく一般に廢止された。

軍艦天城は、天城山より艦材を伐出して造船したので命名されたものである。木材の伐出は明治六、七年（一八七四）で、造船は横須賀造船所で行われ、起工は八年九月九日、進水は十年三月十三日、竣工は十一年（一八七八）四月三日である。艦材は、狩野川本流筋字瀧之平、大覚坊・伴二郎・小嶽官林より伐木し、丸太一尺八金十一銭（附加税共）にて山附八カ村で請負い、伐出搬出した。（資五九七、五九八）。

(2) 伐採と冥加植栽

明治十二年（一八七九）仁科口、白川入で御制木樅（周囲一八尺廻）四一本の枯損木の払下げあり、その際買受人は伐採跡地に杉苗木二〇〇本を植栽し、補植まで責任をもつ附帯条件であつた。明治十二年にいたるも幕府時代同様樅を御制木といい、冥加植栽が義務つけられていたことは、幕府時代の思想と慣行が残つていたことが察せられる（資五九九）。